

○鳥羽志勢広域連合公印規程

〔平成11年4月1日〕
規程第3号

改正 平成11年12月7日規程第7号

平成19年3月30日訓令第1号

平成26年3月28日訓令第2号

平成29年3月24日訓令第6号

（趣旨）

第1条 鳥羽志勢広域連合（以下「広域連合」という。）の公印については、別に定めるものを除くほか、この規程に定めるところによる。

（定義）

第2条 公印は、庁印及び職印の2種とし、庁印は庁名をもって発する文書に、職印は職名をもって発する文書に用いる印章をいう。

（取扱いの原則）

第3条 公印は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう保管を厳重にするとともに、常に鮮明にしておかなければならない。

（保管）

第4条 公印（会計管理者印を除く。）は、総務課長において保管する。

2 会計管理者印は、会計管理者において保管する。

3 公印を保管する者は、保管の注意を怠ってはならない。

（名称等）

第5条 公印は、朱印とし、その名称、ひな形、寸法、書体、使用区分及び個数は別表のとおりとする。

（公印台帳）

第6条 総務課長は、公印台帳（様式第1号）を作成し、すべての公印について作成若しくは改刻又は廃棄等の都度必要な事項を登載しなければならない。

（調製及び改廃）

第7条 公印保管者は、公印を調製し、改刻し、又は廃印しようとするときは、広域連合長の決裁を得なければならない。処務便宜のため、公印の印刷用凸版の模造印を調製しようとするときも、また同様とする。

2 公印保管者は、前項の規定により、公印を調製し、改刻し、又は廃印したとき、及び印刷用凸版の模造印を調製したときは、公印の作成（改刻）届（様式第2号）を広域連合長に提出しなければならない。

（公印の印影の印刷）

第8条 公文書等について、広域連合長が必要と認めたときは、印刷物に公印を刷り込むことができる。

2 広域連合長が必要と認める公文書については、公印の印影を光学画像読み取り装置（これに準ずる方法により画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読みとった磁気ディスク（これに準ずる方法によりデータを確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録したものをプリンターから打ち出した印影（電子公印）を使用することができる。

3 印刷の場合の寸法は、別表に規定する寸法とする。ただし、広域連合長が特

に必要と認めるときは、これを縮小し、又は拡大することができる。

（使用）

第9条 公印は、公文書に押印するほか使用することができない。

2 公印を使用しようとするときは、決裁を得た原義書を公印保管者に提示し、承認を得なければならない。

（旧公印の使用禁止）

第10条 調製し、又は改刻後不用となった旧公印は、再び使用してはならない。

2 前項による旧公印は、総務課長に引き継がなければならない。

（雑則）

第11条 この規程によるもののほか、必要のある事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月7日規程第7号）

この規程は、公布の日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

名 称	ひ な 形	寸法(mm)	書 体	使用区分	個 数
広域連合印	鳥羽志勢 広域連合 之 印	方 24	れい書	一般公文書	1
広域連合長印	鳥羽志勢 広域連合 長 之 印	方 24	れい書	一般公文書	1
広域連合長 職務代理者印	鳥羽志勢 広域連合 長職務代 理者之印	方 24	れい書	一般公文書	1
会計管理者印	鳥羽志勢 広域連合 会計管理者	方 24	れい書	一般公文書	1
事務局長印	鳥羽志勢 広域連合 事務局長印	方 24	れい書	一般公文書	1

様式第1号（第6条関係）

公 印 台 帳

印影	公印名	
	使用開始	年 月 日
	使用廃止	年 月 日
	保 管 責 任 者	
	氏名	年 月 日 年 月 日
寸法	氏名	年 月 日 年 月 日
品質	氏名	年 月 日 年 月 日
廃棄 年 月 日	氏名	年 月 日 年 月 日
廃棄方法	使用廃止理由	

様式第 2 号（第 7 条関係）

公 印 作 成（改刻）届

印影	作成 した公印名 改刻
	作成 年 月 日 改刻
	使用開始 年 月 日
	使用廃止した公印名
	使用廃止した公印の措置
寸法	
品質	作成 の理由 改刻
用途	保管責任者名